

業務名 : 令和2年度大淀川・小丸川水系河川水辺環境調査(両生類等・鳥類)業務

令和2年2月4日付けで手続き開始の公示をしました上記業務について、下記のとおり手続き開始の公示を修正いたします。

簡易公募型競争入札方式(総合評価落札方式)に係る手続き開始の公示

| 修正箇所 | 現 行 | 修 正 後 |
|---|--|--|
| <p>1. 業務概要 (3) 履行期間</p> | <p>令和2年4月1日～令和3年2月26日</p> | <p><u>契約締結日の翌日</u>～令和3年2月26日</p> |
| <p>2. 指名されるために必要な要件 (2) 参加表明書に関する要件 (3) 配置予定技術者に対する要件</p> | <p>令和2年4月1日現在の手持ち業務量(本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。尚、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。)が4億円未満かつ10件未満である者。ただし、令和2年4月1日現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務(港湾空港関係を除く)がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満に読み替える。その上で、配置予定管理技術者等が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得(平成24年3月30日付け国九整達第9号)第6条第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。</p> <p>また、本業務の履行期間中は配置予定管理技術者等の手持ち業務量が、契約金額で4億円、件数で10件の業務量(令和2年4月1日現在の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札した業務(港湾空港関係を除く)がある場合には、契約金額で2億円、件数で5件の業務量)未満とし、この業務量以上となった場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者等を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> | <p><u>公示日</u>現在の手持ち業務量(本業務は含まない。契約済及び特定後未契約のものを含む。また、複数年契約の業務の場合は、契約金額を履行期間の総月数で除し、当該年度の履行月数を乗じた金額とする。尚、設計共同体として受注した業務の契約金額は、総契約金額に出資比率を乗じた金額とする。)が4億円未満かつ10件未満である者。ただし、<u>公示日</u>現在の手持ち業務のうち、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等において調査基準価格を下回る金額で落札した業務(港湾空港関係を除く)がある場合には、手持ち業務量の契約金額を4億円未満から2億円未満に、件数を10件未満から5件未満に読み替える。その上で、配置予定管理技術者等が手持ち業務量の制限を満たすことが確認できない場合には、九州地方整備局競争契約入札心得(平成24年3月30日付け国九整達第9号)第6条第11号の規定により、入札に関する条件に違反した入札として、その入札を無効とするものとする。</p> <p>また、本業務の履行期間中は配置予定管理技術者等の手持ち業務量が、契約金額で4億円、件数で10件の業務量(<u>公示日</u>現在の手持ち業務に、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等で調査基準価格を下回る金額で落札した業務(港湾空港関係を除く)がある場合には、契約金額で2億円、件数で5件の業務量)未満とし、この業務量以上となった場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不相当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者等を、以下の[1]から[4]までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> |